

令和4年3月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）

日 時：令和4年3月24日（木）15：30～16：30

場 所：古賀市役所 第1庁舎4階 第一委員会室

出席委員：長谷川教育長 米倉議長 大賀委員 木村委員 小山委員 松下委員

欠席委員：0名

事務局：横田教育部長 桐原教育総務課長 浦邊学校教育課長兼主任指導主事 樋口生涯学習推進課長 坂井青少年育成課長 柴田文化課長 三上学校給食センター所長 井上学校教育課指導主事 教育総務課庶務係（坂井）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸報告
 - (1) 教育長報告
 - (2) 教育委員情報交流 なし
 - (3) 教育委員会報告
 - ・市議会第1回定例会について
 - ・令和4年度古賀市立小中学校 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

4. 議案

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第6号議案	古賀市教育委員会が所管する行政財産に係る職員駐車場の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について	R4. 3. 24	原案可決
第7号議案	古賀市社会教育施設使用料減額団体登録要綱の一部を改正する告示の制定について	R4. 3. 24	原案可決
第8号議案	古賀市スポーツ大会出場奨励補助金交付規則を廃止する規則の制定について	R4. 3. 24	原案可決
第9号議案	古賀市スポーツ大会出場補助金交付要綱の制定について	R4. 3. 24	原案可決
第10号議案	古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	R4. 3. 24	原案可決
第11号議案	古賀市学習用パソコン貸与規程の一部を改正する告示の制定について	R4. 3. 24	原案可決
第12号議案	令和4年度古賀市教育行政の目標と主要施策について	R4. 3. 24	原案可決
第13号議案	教育委員会事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く）の人事について	R4. 3. 24	原案可決

第14号議案	県費負担教職員の進退に係る内申について	R4.3.24	原案可決
--------	---------------------	---------	------

5. 協議事項

- ・教育大綱の一部改定について

6. その他事項

- (1) 各課（所属）等報告
- (2) その他

7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会

13時30分、議長が開会を宣言。

2. 教育長あいさつ

いよいよ今年度は、最後の教育委員会会議です。昨日寒かったのですが日増しに暖かくなって、土曜日は大雨が降るみたいで咲き始めた桜も、なかなか咲ききらないのかなあというふうには思っております。

3. 諸報告

(1) 教育長報告

(2) 教育委員情報交流 なし

(3) 教育委員会報告

①市議会第1回定例会について

教育部長 市議会第1回定例会について報告いたします。会期は2月21日から3月23日までありました。上程した教育委員会関連議案の審議状況を報告いたします。議案は、資料に記載の3件でございます。内容は、①専決処分について②令和4年度古賀市一般会計予算③令和3年度古賀市一般会計補正予算でございます。まず、専決処分については、2月25日の議会2日目において審議され可決されました。また、令和3年度古賀市一般会計補正予算案は、3月4日に行われた補正予算特別委員会にて審査、令和4年度古賀市一般会計予算案は、7日から18日かけて行われた予算審査特別委員会において審査され、両案とも23日の議会最終日に議決されました。議会会期中の文教厚生委員会ですが、3月3日に行われ、2月の定例教育委員会でも報告した内容の教育支援センター、あすなろ教室、米多比児童館、文化財収蔵庫の3施設について、機能移転の報告を行いました。

教育支援センターと米多比児童館については、4月の教育委員会において、令和4年度の取組について御説明し、教育委員会の皆様から御意見を伺いたいと思います。

学校に係る市に対しての損害賠償請求事件の判決が、福岡地方裁判所において、令和4年3月25日、に出る旨の報告を行っております。裁判の案件は、古賀北中の事案ということです。続きまして教育部に関する一般質問については、内場議員の『市民体育館や千鳥苑は必要だ』では、市民体育館や千鳥苑の建物の廃止について質疑がなされ、市民体育館の廃止の検討は、建物の耐用年数、将来の人口動態、市財政などを総合的に判断したものであること。また、廃止する場合の体育館の機能移転の一つとして、市内小中学校の体育館等を有効活用することなどについて、回答しております。裏面を見てください。次に、田中議員の安全・安心、希望、育むまちへでは、新型コロナウイルス感染症第6波による感染拡大などによる子どもたちの学びの機会、希望を支える対応の質疑がなされ、学校でのオンライン授業や学習プリントなど、児童生徒への個に応じた方法で、学びの機会を保障していることや、市における就学援助世帯への支援の取組などを回答しました。また、給食費無償化の提案などがありましたが、無償化は、国の方針として行うべきものであり、現時点では、市として無償化の方針は考えていない旨を回答しております。以上で定例会の報告を終わります。

②令和4年度古賀市立小中学校 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

学校教育課長 令和4年度古賀市立小中学校における学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱につきまして御報告いたします。委嘱を4月1日2日付けで行う予定です。それぞれの人選につきましては、糟屋地区の医師会等から推薦を受けて行っております。令和4年度は1人のみ変更となっております。古賀東中学校が上田歯科医院の松竹歯科医師に変更となっております。報告は以上です。

4. 議案

米倉議長 今から審議にはいりますが、議案の朗読は省いていただき、提案される議案の要点だけを説明していただきたいと思います。

第6号議案古賀市教育委員会が所管する行政財産に係る職員駐車場の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読省略)

説明は9ページの新旧対照条文にて説明いたします。今回、職員駐車場の借地料が増額することにあわせて、駐車場の使用料を表のとおり増額するものとなっております。内容としましては常勤職員の使用料を現在の月額2000円から2500円へ、また、常勤を除く、ひと月当たり16日以上勤務の職員を1500円から1800円に改めるものでございます。説明につきましては以上となります。

米倉議長 よろしいですか。

小山委員 場所はどこになるんですか。

教育総務課長 場所につきましては、学校における市費の先生でありますとか、あとは市役所の職

員になります。学校の場合は学校の駐車場になっております。

小山委員 今、学校の先生も、各学校に駐車されているのは、一応一律の金額をいただいとるということですか。

教育総務課長 はい。市費負担の先生のみ、いただいております、県費負担の教職員の方からは、徴収はしておりません。

米倉議長 それでは、第6号議案を原案可決とします。

(第6号議案 原案可決)

米倉議長 第7号議案古賀市社会教育施設使用料減額団体登録要綱の一部を改正する告示の制定について、お願いいたします。

生涯学習推進課長 (議案朗読省略)

第7号議案、それでは10ページを御覧ください。こちらは民法の一部改正による成年年齢の引下げに伴って行うものです。12ページの新旧対照条文を御覧ください。登録の基準という第2条がございまして、(9)のところが成人の育成者または指導者がいることになっておりましたので、括弧をつけて高校生を除くというところで、決めているところでございます。

米倉議長 成年年齢が引下げられたことに関する変更です。何か御意見ありますでしょうか。それでは第7号議案については原案可決されました。

(第7号議案 原案可決)

米倉議長 8号議案古賀市スポーツ大会出場奨励補助金交付規則を廃止する規則の制定について、併せて第9号議案古賀市スポーツ大会出場補助金交付要綱の制定についての提案をお願いいたします。

生涯学習推進課長 (議案朗読省略)

第8号議案と9号議案をあわせて説明いたします。14ページを御覧ください。第8号議案は、現在の市民団体がスポーツの全国大会等に出場する際の補助金を交付する規則を廃止します。15ページを御覧ください。第9号議案で新たに要綱を定めるというものになります。理由としては、平成30年度に出された補助金の見直しに関するガイドラインに基づき定めることになったものです。変更した内容は2点ございまして、1点目は、17ページ、第4条2補助対象経費を定め、20ページの別表1、2旅費負担金を対象とするということになりました。以前の奨励補助金では、対象経費を定めていなかったためです。2点目は、19ページの、附則の2におきまして、令和7年度までという終期を定めたこととでございます。なお補助の額は変わっておりません。以上です。

米倉議長 8号議案9号議案一括して提案ですが、何か御質問、御意見等あれば、よろしく申し上げます。それでは、8号議案9号議案、原案可決されました。

(第8号議案、第9号議案 原案可決)

米倉議長 第10号議案古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いいたします。

青少年育成課長 (議案朗読省略)

27ページ、第10号議案、古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規制の規則の

制定について説明をいたします。今回提出しております議案は、古賀東学童保育所保育運営施設の移転に伴う、入所定員数の変更及び入退所手続に関する様式の一部変更を行うものです。28 ページを御覧ください。規則では、別表に各学童保育所の定員を掲載しておりますが、今回、入所希望者が増加傾向にある古賀東学童保育所において、3 室あるうちの 1 室をより広い部屋に移転することに伴い、定員を 40 人、40 人 50 人に改めるものでございます。合計で見ますと、定員が 119 人から 130 人に増加しております。また、入所申請書、児童台帳、退所届の各様式において、申請者の負担軽減を図るため、押印等の表記の削除をしております。29 ページを御覧ください。附則でございませがこの規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

米倉議長 第 10 号議案、古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規制の規則の制定について、御意見、御質問等あれば、お願いいたします。

小山委員 建て替えはもう完成しているのですか。

青少年育成課長 建物を建て替えというわけではなくって、今ある教室で、使っていない部屋を使う形にしております。

米倉議長 教室広いところ使うということですね。よろしいですか。よろしいようであれば、第 10 号議案、原案可決されました。

(第 10 号議案 原案可決)

米倉議長 第 11 号議案古賀市学習用パソコン貸与規程の一部を改正する告示の制定について、お願いいたします。

学校教育課長 (議案朗読省略)

古賀市学習用パソコン貸与規程の一部を改正する告示の制定について、様式変更について説明いたします。31 ページをお願いいたします。今回の改正は、古賀市内小中学校の児童生徒に貸与するパソコン端末の使用同意書の有効期限を卒業までとすることで、毎年、更新をする必要をなくし、保護者、学校の事務負担を軽減するものです。改正点は、様式第 1 号、古賀市学習用パソコン使用に係る同意書の冒頭の文中に、現行の同意書にはなかった、下記の内容について、『転出、卒業等による在籍期間が終了するまで同意し』という部分を挿入し明記しております。また、内容に変更はございませんが利用と使用という言葉を両方使っていたものを統一するなど、文言を整理するほかわかりやすくなるよう、文章表現を修正しております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

米倉議長 ありがとうございます。パソコン貸与規則の規程の一部改正です。各学年でしていたのを卒業までということで作られたということです。何か御意見等あればよろしく申し上げます。

松下委員 内容ではありませんが、37 ページの低学年の ChromeBook を使うときの約束ってというところの句読点のどこなんですけども、まず、1 番のインターネットを使うときは云々のところの最後に、句点が振ってあるので、細かいところなんですけども、ほかは全部、読点打ってないんですけども、ここだけが句点でした。多分これミスじゃないかなと思いますの

で確認させてください。あと、低学年はルビが付いていてですね、文章中は、学校、学習用というところはルビが振ってありますが1番上のところは、ルビが振ってないので、統一されたほうが良いと思います。同じく4番の暗い部屋で使わずのところもルビが打ってありますので、ここもつけ加えられたほうが良いと思います。細かいところでありましても、以上です。

米倉議長 よろしいですか。今の指摘された分、句点やルビのほうはお願いします。

学校教育課長 はい、御指摘ありがとうございます。そろえて修正したいと思います。

米倉議長 はい。ほか何かありますか。ないようであれば御承認よろしいでしょうか。それでは、古賀市学習用パソコン貸与規程の一部を改正する告示の制定について、原案可決されました。

(第11号議案 原案可決)

米倉議長 第12号議案、令和4年度古賀市教育行政の目標と主要施策について、教育総務課長をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読省略)

はい。それでは第12号議案、令和4年度古賀市教育行政の目標と主要施策について御説明いたします。

別冊の古賀市教育行政の目標と主要施策を御覧ください。また、前回、皆様にお持ち帰りいただき、確認をしていただいたところではございますが、前回の委員会での御指摘をいただいた箇所での修正を今回したものをお配りしております。また、事業を所管する課から文言の整理や削除などの要望が一部ございましたことから、事務局で修正をしております。修正部分につきましては、表題が『令和4年度古賀市教育行政の目標と主要施策』、前回協議との対照表、右上に、第12号議案資料、と書いたものになります。そちらの内容で今回、修正を加えておりますので、初めに修正箇所の説明を行い御意見いただければと思っております。それでは、前回との対照表と目標と主要施策の冊子を見比べていただきながら、御説明させていただきたいと思います。修正箇所は、1ページ、目次の主要施策の順番についてでございます。対照表にもありますとおり、これは前回の協議の場で、教育大綱の順番とこちらの目次の順番を主要施策の順番を連動させ、わかりやすくしたほうが良いのではないかと御意見をいただいておりますので、前回6番だった「学びあいを支える社会教育・生涯学習の活性化」と、前回10番にあった「人権尊重の精神を育成する学校・社会教育の推進」を入れ替えております。また、前回8番だった、「豊かな心を育む文化芸術活動の促進と文化財の保護及び活用の推進」と、前回9番だった「明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進」、こちらのほうをそれぞれ入れ替えております。それに伴いまして、4ページ(2)の主要施策、こちらにつきましても同様に整理しまして、順番を前回の冊子と入れ替えているところがございます。次に、5ページ、主要施策1の導入の分ですね、こちらのほうを対照表にありますとおり2月17日に御提示した前回の分から、記載の内容に整理させていただいております。また、資料同じく主要施策、1の施策1の(6)、こちらの文言を削除しまして、一つ上に進めております。また同じく施策2の本文を対照表のとおり改めております。対

照表の裏面をお願いいたします。これから5ページの主要施策1の内容でございます。引き続き、施策3の(2)を記載のとおり改めております。次に6ページ、主要施策2の(4)の改定、こちらの部分の削除をしております。同じく主要施策2の施策4の(2)、こちらを削除しております。また、次に7ページ、主要施策3の説明を整理しております。同じく主要施策3の施策1の(2)、こちらのほうの文言を整理して改めております。また施策3の(6)、こちらは同じ施策が重複してありましたために、削除をしたものでございます。次に8ページ、主要施策4の説明文、こちらを記載のとおり整理修正しております。最後に、主要施策4、施策1の(5)、こちらを修正して、土曜授業を削除して修正しております。以上が前回お示しした内容からの変更か所となります。本日はこれらの変更か所を含めて、御確認いただいた上で、御意見や、修正案、また並びに質問などをお伺いしたいと思っております。本日、議決されました内容で、4月の総合教育会議の場で、市長にも報告をいたしまして、また、4月に行われます文教厚生委員会にて市議会にも報告する予定としておりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

米倉議長 教育大綱の一部改定について、まとめて、変わった分については整理しておりましたのでこちらのほうを見ながら、御意見御質問等あればお願いいたします。はいどうぞ。

木村委員 前回順番をそろえたほうがいいんじゃないかということで意見を出させていただいたら早速そろえていただいてありがとうございます。随分わかりやすくなったなと思いました。質問ですけれども、主要施策1の1、市の部活動の充実が削除されたのはどういう理由でしょうか。

教育長 今、働き方改革による部活動の在り方を市や地域の方々と協議をしておるんですけども、教育課程外であるということですね。教職員の勤務の実態ということがありますので、あえてこの目標と主要施策の中に入れる必要性を私のほうが感じませんでした。古賀市の保護者の状況として、子どもたちがやりたい競技を本当に喜んでやるというよりも、かなり勝利至上主義の方向に流れていって、過去の学校のトラブルを学校教育課長のほうから整理してもらいましたけれども、そのことによって保護者会が分裂をして、大量に退部されたというそういう時期もありました。そういうことで、部活動はあくまでも、子どもの行いたいこと、文化的なもの、運動的なものを、勤務時間内の許す限り、教師が支援をしていくと。主体的なものから、補助的なものというふうなことで、1回見直しまして、やらないということじゃなくて、外すというふうな指示をしたところです。

米倉議長 はい、よろしいですか。はいどうぞ。

木村委員 教育大綱のほうの話。市長さんが書かれた教育大綱の3ページ目の、自主的自発的に行う活動などと教育大綱の中でうたってあるので、消された理由がちょっと自分の中でわからなかったのでお尋ねでした。それと、主要施策2の、2番目の健やかな心と体を育てるところの3番目のところに部活動についての意見交換をするということで、古賀市部活動の在り方に関する懇談会というのを実施されるようになってきていると思うんですけど、いいなと思って。教育長さんがおっしゃったようなことがこれにつながって、ここについて具体的にどういうメンバーでどんな話合いがなされていくのかなと興味があるので、もし方針がありましたら教えていただけたらと思います。

教育長 目標と主要施策 6 ページの、施策、2 の、(3)、のことですけど先ほど言いましたように改革を進めないことには、中学校の働き方改革につながらないということがありまして、昨年度立ち上げました。そして、メンバーにつきましては、3 中学校の校長、文化協会の代表の方、スポーツ協会の代表の方、学校教育課、生涯学習推進課、堅苦しいものではなくて、懇談をすることで意見をいただいて、いわゆる学校絡みへの移行を国が進めようとしている。そういうふうな場をつくっていかうということ。国の方針はどういうふうなことかといいますと、いわゆる休日等については民間で、平日においては学校でと、大まかな方向性が進められていますけども、古賀市のほうでは 3 中学校の校長と学校教育課私どもと話し合いました、水曜日が休みですけども、月火木金は学校の先生が教えて、土曜日、あるいは祝日は、地域の方が教えるというのは非常にこれ効率の悪い、逆に働き方改革に逆行するわけで、学校の教員からすると、地域の方との打合せをしなきゃならないし、それならきつても 1 人で持ったほうが良いという。それを乗り越えるためにどういうふうにしたらいいかということで、地域で持っていただける部活動、できるだけ持っていただけないかというふうな流れに持っていきたいということでございます。令和 4 年度も、2 回程度になると思うのですが御意見をいただいて、資料についてはこちらのほうでそろえてしていくというような流れに来ております。国が進める改善策じゃなくて、古賀版で学校だけである、地域だけである、というふうな活動していきたい。一つだけ事例を申しますと、今古賀東中学校のほうで玄海古賀太鼓さんが練習をされています。この前、代表の方とゆっくり話す機会があり、お話をしましたけれども、中学生も入っているわけです。練習場は古賀東中学校の武道場をお貸ししているのですが、お話の中で、校長はもう定年退職で確実に変わりますので、次の校長と打合せをしますが、古賀東中学校に、太鼓部をつくってもら。流れ的には、学校の教員は一切かわりませんよと。古賀東中学校太鼓部ということで、その指導の方は玄海古賀太鼓の責任者の方と、指導の日時についても週に 2 回されているという、その範囲内でやっていただくというふうな形になります。そこには、市内の小中学生が来ますので、東中だけではありませんけどそういうふうなことにし、学校部活動ということで使用料はいただかないという流れに持っていきたいというふうにしています。それともう一つ御指摘の教育大綱、これについては整合性をつけるためにもう 1 回、3 ページについてはもう 1 回担当課のほうと市長と話し合わせまして、我々がつくっている目標と主要施策のほうに合わせたいと思います。

米倉議長 ほか何かありましたら。はいどうぞ。はい。

大賀委員 6 ページの主要施策 2 の 4 番目、学校図書館の読書センター学習情報センターとして機能充実とありますが、この『読書センター』『学習情報センター』というのはどういうふうなことを、されているのかなと思って、質問です。

教育長 学校所図書館というのは学校の中心にあるべきものと私は思っています。場所的なものもありますけれども、教科書それから今はもう ICT です。クロムブック等使っていきますけども、やはり、いわゆる知識の集積場というふうに思っています。だからそこに行けば、紙媒体になりますけれども、いろんな資料、あるいは情報、それから読み物こ

れが集まっているという意味のセンターです。それから、いろんな調べ方をすること、情報の集まっているところということになりますので、何か難しい言葉でしていますが、これ図書館協会のほうあたりが使っている言葉そのまま使っておりますので、今後この学校図書館そのものが、ICT化が進んでクロムブックの使用が進んだ場合に、もう図書館に行って調べなくても、ネット上から教室の中で、その情報が手に入れることができるということに変わっていくだろうとは思っています。けれどやはり小学校中学校の頃に目からの情報を、特に紙媒体を使っただけの、教育をしていくということが、学校に勤務する者にとっては大事ななと思っていますので、ICTはICT、旧来型の紙からの情報処理、情報入力、入手ですね。これは引き続きしていかなければならないという意味で、機能の充実としています。

米倉議長 この12号議案、教育行政の目標と主要施策について、承認、よろしいですか。

はい、それじゃあ承認されました。

第13号議案、教育委員会事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く）の人事について、教育部長お願いします。

教育部長 御説明いたします。教育部の異動につきましてお知らせいたします。まず、教育委員会関係令和4年4月1日付の人事異動について市分になりますが、3月17日に内示がございました。資料41ページに異動になった職員、42ページに採用及び退職の職員を記載しております。課長級の説明をいたします。課長級の異動につきましては、42ページの表の中ほどに、三上学校給食センター所長が退職となり、41ページその後任に、石橋管財課長が移動してきます。そのほか、参事補佐級以下の異動につきましては、表により、御確認をお願いいたします。また、教職員の人事は、教育委員会終了後に行いますので、現時点での、この資料には教職員関係は記載しておりません。以上で職員の人事についての説明を終わります。

米倉議長 それでは、14号議案に移ります。県費負担職員の進退に係る内申について、審議に入る前に、会議について原則は公開ですけども、人事に関わる内容ですので、賛成3分の1あれば、非公開とすることができると決められています。これについて御意見をお願いいたします。

大賀委員 協議事項第14号議案、県費負担金負担教職員の進退に係る内申についてに關しまして非公開とすることを發議します。

米倉議長 よろしいですか、人事案件で非公開ということで、決定いたします。

5. 協議事項

・教育大綱の一部改正について

教育総務課長 それでは教育大綱の一部改定について御説明いたします。別冊の大綱をお願いいたします。古賀市教育大綱案と書かれたものになっております。この教育大綱につきましては、平成27年度に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、策定しているものでございますが、このたび、古賀市第5次総合計画の策定等を鑑み、改

定を行っております。まず、ページを開きまして最初のページをお開きください。

1 ページの初めに、市長の言葉で令和 4 年度に当たりましてお言葉をいただく形にしておりますので原案という形で昨年度と変更し、記載をしたものでございます。

次に 2 ページをお開きください。1 の古賀市教育の基本目標では、『全ての人が尊重し合い未来を開く子どもたちが輝くまち』を掲げ、この目標に向かって教育の充実を図る旨を記載しております。また、2 大綱策定の趣旨では、第 5 次古賀市総合第 5 次総合計画の基本目標に基づく、政策及び施策に即し、教育委員会が策定する教育行政の目標と主要施策と連動する旨を記載しております。次に 3 ページ 3 大綱の重点目標では、第 5 次総合計画と即する形で、七つの目標を設定し、それぞれの目標の内容に沿って、第 5 次総合計画や第 5 次総合計画のアクションプランを参考にする形で、3 ページ以降、それぞれの重点目標について記載をしているものでございます。本日はこの教育大綱の内容を御確認いただき、委員からも御提案、御指摘いただいた部分もございまして、そういったところも含め、御確認をいただき、この場で御意見を頂戴したものを、次の教育総合会議に提案をしたいと思っております。皆様からの御意見、何かございましたらよろしく御審議をお願いいたします。以上です。

米倉議長 はい。教育大綱の分ですが、何か御質問、御意見等あれば、お願いいたします。はいどうぞ。

小山委員 行政の主要施策のほうで、別紙で教育大綱の趣旨、第 5 次市総合計画で、こちらのほうに下に年度が何年から何年、令和 4 年から令和 13 年までと入っていますが、こちらには入っていないので一緒に入れていたほうが、見た目はわかりやすいんじゃないかと

教育総務課長 はい、わかりましたありがとうございます。お願いします。

米倉議長 ほかに何か。よろしいですか。よろしいでしょうか。はい。それで、それではこれをもとに、次に出されるということです。よろしくお願いいたします。

6. その他事項

(1) 各課（所属）報告

ア、教育部長 なし

イ、教育総務課 なし

ウ、学校教育課

- ・ 小学校のいじめ認知件数は 20 件、不登校兆候は 77 人、不登校は 70 人、うち解消復帰は 12 人です。あすなる教室への通級児童数は 2 人となっております。中学校のいじめ認知件数は 1 件、不登校兆候は 56 人、不登校は 137 人、うち解消復帰は 57 人です。あすなる教室への通級児童数は 15 人、体験入級者が 2 人となっております。
- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症対策について。2 月のコロナ陽性判定を受けている学校関係者は、児童生徒 100 名、教職員 6 名と増加しましたが、学校の感染対策や

家庭への啓発等の成果により、3月にかけて次第に、大幅に陽性判定者は減少をしております。3月につきましては、23日現在におきまして児童生徒の陽性性41名、教員の陽性者2名となっております。

- ・令和3年度古賀市立小・中学校児童生徒の表彰入賞の一覧表を配布して非常に配布させていただいております。
- ・2月に御承認いただきました古賀市のいじめ防止基本方針につきまして完成したものを冊子資料として配付させていただいておりますので、御参照ください。

エ、生涯学習推進課

- ・「古賀を歩こう 春が来た」と題しまして、桜を見ながら歩こうという企画ですが、天気予報が非常に悪いということで、本日、中止することを決定いたしました。

オ、文化課

- ・チラシをお配りさせていただいておりますけれども、本日、船原チャンネルの第6弾をアップしております。今回は手作りではなく、業者に委託し2本作りましたので、見応えがあると思っておりますのでぜひ見ていただきますようによろしくお願いいたします。

カ、青少年育成課

- ・青少年支援センター移転について、関係部署と調整しまして、5月23日の月曜日に移転が完了する予定となりました。

キ、給食センター なし

(2) その他

- ・あすなる教室及び米多比児童館の機能移転について（次回情報交流）

教育総務課長（行事予定表の説明）

庶務係長（6月定例教育委員会の日程調整）

米倉議長 6月定例教育委員会は6月27日13時30分からとします。よろしくお願いいたします。

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、16時30分閉会した。